

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく
事前評価に関する書面

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

大阪株式会社

代表取締役 大阪 太郎

申請者の住所及び氏名
(法人にあつては所在地、名称、代表者氏名) を記載

1 工場又は事業場の概要

工場又は事業場の名称	大阪株式会社 浪速工場		
工場又は事業場の所在地	〇〇市△町〇丁目△番△号		
資本金	3,000万円	従業員数	(全社) 500人 (当工場) 200人
産業分類 (中分類)	28 金属製品製造業	主要製品名	金属部品
工場又は事業場の特定施設 (号番号、名称、基数)	第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 2基 第66号 電気めつき施設 1基		
排水の量	通常400m ³ /日、最大460m ³ /日		
汚水等の処理の方法	作業排水：活性汚泥、中和沈殿、ろ過 生活排水：合併浄化槽		

2 許可申請の概要及びその理由

当工場では、金属製品の製造をしていますが、高品質の加工を行うため、以下の変更を行います。

- ① 電気めつき施設を1基設置します。これにより汚水量が増加します。
- ② 酸又はアルカリによる表面処理施設3基のうち、1基を廃止します。これにより汚水量が減少します。
- ③ 汚水量は、①、②により相殺され、工場全体の排水量に変化はありません。
- ④ 水質についても既存の処理施設で対応できるため、処理後の水質について変化はありません。
- ⑤ したがって、汚濁負荷量についても増減はありません。

3. 工場又は事業場の各排水口における排出水の汚染状態の通常値及び最大値、当該排水水の一当たりの通常値及び最大値並びに当該排水水の汚濁負荷量

排水口	区分 項目	現状				設置(変更)後				負荷量の増減(kg/日)	
		水量・水質		負荷量(kg/日)		水量・水質		負荷量(kg/日)		通常	最大
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
NO1	排水量 (m ³ /日)	350	410								
	pH (—)	7.0	6.0~8.0								
	BOD (mg/L)	13	20	4.550	5.330					±0	±0
	COD (mg/L)	18	25	6.300	7.380					±0	±0
	SS (mg/L)	18	30	6.300	7.380					±0	±0
	T-N (mg/L)	7.0	10	2.450	2.870					±0	±0
	T-P (mg/L)	2.0	5.0	0.700	0.820					±0	±0
	n-Hex抽出物質 (mg/L)	2.0	3.0	0.700	0.820					±0	±0
	Cu (mg/L)	0.5	1.0	0.175	0.205					±0	±0
NO2	排水量 (m ³ /日)	50	50								
	pH (—)	7.0	6.0~8.0			変更前と同じ					
	BOD (mg/L)	10	10	0.500	0.500					±0	±0
	COD (mg/L)	10	10	0.500	0.500					±0	±0
	SS (mg/L)	20	20	1.000	1.000					±0	±0
	T-N (mg/L)	10	10	0.500	0.500					±0	±0
	T-P (mg/L)	1.0	2.0	0.050	0.050					±0	±0
	n-Hex抽出物質 (mg/L)	2.0	3.0	0.100	0.100			変更前と同じ		±0	±0
	大腸菌群数 (個/cm ³)	1000	1000	-	-					-	-
アンモニア等(mg/L) NO ₂ +NO ₃ +0.4NH ₄	8.0	10	0.400	0.400					±0	±0	
NO3											
			雨水専用								
総合	排水量 (m ³ /日)	400	460								
	pH (—)										
	BOD (mg/L)			5.050	5.830					±0	±0
	COD (mg/L)			6.800	7.880					±0	±0
	SS (mg/L)			7.300	8.380					±0	±0
	T-N (mg/L)			2.950	3.370					±0	±0
	T-P (mg/L)			0.750	0.870					±0	±0
	n-Hex抽出物質 (mg/L)			0.800	0.920					±0	±0
	大腸菌群数 (個/cm ³)			-	-					-	-
	Cu (mg/L)			0.175	0.205					±0	±0
	アンモニア等(mg/L) NO ₂ +NO ₃ +0.4NH ₄			0.400	0.400					±0	±0

備考：最大負荷量 (kg/日) = 最大排水量 (m³/日) × 通常水質 (mg/L) × 10⁻³

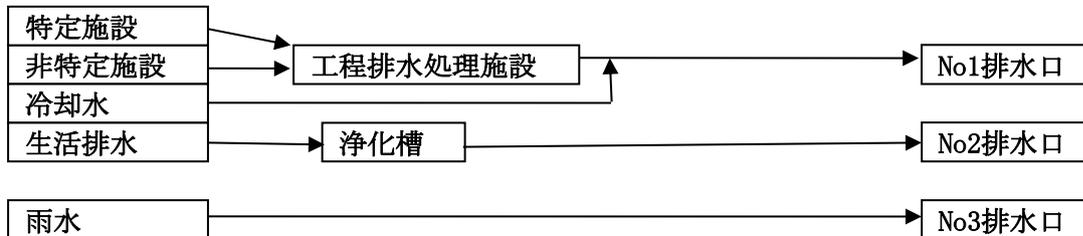
通常負荷量 (kg/日) = 通常排水量 (m³/日) × 通常水質 (mg/L) × 10⁻³

4. 工場又は事業場の排水口の位置及び数並びに汚水等の処理系統

(1) 排水口の位置及び数

別図2のとおり 3本(うち雨水専用 1本)

(2) 汚水等の処理系統



5. 工場又は事業場の排水口周辺の公共用水域について定められている水質汚濁に係る環境基準その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標に関する事項

(1) 排水経路(別図1参照)

排出先の河川・海域名	△△水路	××川	
環境基準点	—	××橋	
環境基準類型	—	C、生物B	

(2) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	シマジン	0.003 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ふっ素(※)	0.8 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	ほう素(※)	1 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	1,4-ジチサン	0.05 mg/L以下

(※) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(3) 生活環境の保全に関する環境基準

(河川→~~海域~~)

類型	基準値								
	pH (-)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	n-Hex 抽出物質 (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)
C	6.5~8.5	5以下	—	50以下	5以上	—	—	—	—
生物B	全亜鉛 (mg/L)			ノニルフェノール (mg/L)			直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)		
	0.03以下			0.002以下			0.05以下		

(4) その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標

- ① ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準
ダイオキシン類 1 pg-TEQ/L
- ② その他
特になし

6. 周辺公共用水域の水質の現況その他当該水域の現況に関する事項

(1) 周辺公共用水域の水質の現況

出典資料名 ○○年度 大阪府域河川等水質調査結果報告書

(河川域)

環境基準点 ○○川 △橋		pH (-)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex 抽出物質 (mg/L)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	DO (mg/L)
類型 C	最小	6.6	6.4	12	6	6.8	0.84	1.2	1.1	5.2
	最大	7.5	20	21	32	17	1.3	2.2	2.3	7.8
	平均	—	13	17	19	12	1.1	1.7	1.7	6.5
類型 生物B	全亜鉛 (mg/L)			ノニルフェノール (mg/L)			直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)			
	0.004			0.00010			0.0066			

~~(海域)~~

環境基準点 ○=○		pH (-)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex 抽出物質 (mg/L)			
類型 ○	最小									
	最大									
	平均									

(2) 当該水域の現況に関する事項

- ① ××川の上流で○○市が上水道の水源として取水している。
- ② ××川は、農業用水として利用されている。
- ③ ××川は、漁業権が設定されている。

7. 排出水の排出に伴い予測される周辺公共用水域の水質の変化の程度及び範囲並びにその予測の方法

(1) 汚濁負荷量の増加の有無（有~~→~~無）

汚濁負荷量の増加がないため、(2) 以下は省略

8. その他当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての事前評価に関して参考となるべき事項

(1) 特定施設の管理体制

製造課内に管理チームを設け毎日点検を実施

(2) 污水处理施設の管理体制

管理課に担当者を置き、毎日管理を実施

(3) 排出水の分析

- pH 週1回 自社分析
- 排水口1：月1回〇〇分析センター委託
項目 BOD、COD、SS、n-Hex抽出物質、T-N、T-P、Cu
- 排水口2：月1回〇〇分析センター委託
項目 BOD、COD、SS、n-Hex抽出物質、T-N、T-P、大腸菌群数、アンモニア等
- COD UV計にて連続測定実施
- T-N 連続測定実施
- T-P 連続測定実施

(4) 用途地域

工業地域

(5) その他参考となる事項

特になし